

医科外来等感染症対策実施加算について

令和3年2月26日事務連絡にて特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで初診料、再診料、外来診療料に医科外来等感染症対策実施加算5点の算定が認められています。条件として診療等に当たっては、患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明することとされています。この説明に代わるものとして、日本医師会の「みんなで安心マーク」の活用が推奨されます。

日本医師会のホームページより必要事項を記入していただき、自院の名前が入ったポスターをダウンロードして、院内に掲示していただければと思います。（日本医師会の会員でない方もダウンロード可能です）。